

写

熊賃審発第 25 号
令和 4 年 10 月 12 日

熊本労働局長
新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 高峰 武

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用
機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 4 年 8 月 5 日付け熊労発基 0805 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 931円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年12月15日